パートナーシップ宣誓書

三木町長 様

私たちは、三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

		宣誓日			年	月	日
(宣誓	誓者)		(宣誓	[者)			
住	所		住	所			
氏	名		氏				
通称	三名		通称				
生年月	月日		生年月				
(代筆	筆者)						
住	所						
氏	名	111111111111111111111111111111					

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓 を行うにあたり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。

要綱の規定	確認事項(該当するものに「✔」を付してください)					
第2条	戸籍上の性別にとらわれずにお互いを人生のパートナーとして協力し合い、支 え合うことを約した、一方又は双方が性的少数者であること。					
	双方が民法第4条に定める成年に達していること。					
	次のいずれかに該当すること。					
	①双方が三木町に住所を有している。					
	②一方が三木町に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に三木町へ転入を 予定している。(転入予定者: 転入予定日: 年 月 日)					
第3条	③双方が3か月以内に三木町への転入を予定している。 (転入予定者: 転入予定日: 年 月 日) (転入予定者: 転入予定日: 年 月 日)					
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係 (他自治体のパートナーシップ制度を含む。)にないこと。					
	双方の関係が近親者(直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。					
要綱の規定	注意事項(内容をご理解いただけたら「✔」を付してください))				
第 9 条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード(再交付証明書を含む。以下同じ。)の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に利用したことが判明したときは、当該証明書及び証明カードを無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。					
【その他の確認	】(内容をご確認いただけたら「✔」を付してください)					
	できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場 させていただきますのでご了承願います。	易合、情報				
	証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ					
	いただきますので、ご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している スの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行					
さい。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
□ 住所	要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同	司意します。				
【町記入欄:	本人確認書類】					
氏夕 ·	個人番号カード・運転色許証・旅券・その他()				

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他(

氏名:

パートナーシップ宣誓証明書

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、	パートナーシップの宣誓
をしたことを証明します。	

樣	様

年 月 日

三木町長

(裏面)

この証明書の提示を受け取られた方へ

三木町は、全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現のため、多様性を 認め誰もが自分らしく生きられる社会をめざしています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

	年	月	日生	 年	月	日生
三笠」の氏々(`A <i>针力 t l</i> 击口	コ ー ・フ +E	3			
戸籍上の氏名(理你石で実力	19 つ场	₫ '□' /			
			様			様

特記事項

備考:特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。

パートナーシップ宣誓証明カード

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに 関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣 誓をしたことを証明します。

 様
 様

 第 号
 年 月 日

 三木町長 ⑩

(裏面)

三木町は、全ての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現のため、多様性を認め誰もが自分らしく生きられる社会をめざしています。この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待します。証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

年月日生年月日生年月日生

 戸籍上の氏名(通称名を使用する場合)
 様

 様
 様

 特記事項

備考

- 1 証明カードには、適宜意匠を加えることができる。
- 2 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日及び申請理由を記載する。

パートナーシップ登録簿

登	録番	号								
フ	リ ガ	ナ		フ	IJ	ガ	ナ			
氏		名		通			称			
住		所								
生	年 月	日		連	絡		先			
フ	リ ガ	ナ		フ	IJ	ガ	ナ			
氏		名		通			称			
住		所								
生	年 月	日		連	絡		先			
			宣 誓 日			年	月	日		
			証明書交付日			年	月	日		
恒	誓言	等	転 入 予 定 者 転 入 予 定 日 転 入 前 住 所			年	月	日		
			転 入 予 定 者 転 入 予 定 日 転 入 前 住 所			年	月	日		
再	交	付	再 交 付 日			年	月	日		
返	還	等	□解消 □転出 □死亡 □()			年	月	日		
			証明書	有	• 🗌	無	(理由)	
			証明カード	有	• 🗆	無	(理由)	
備		考								

パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日

_	m-	=	7
<u> </u>	Г ШІ-	=	∧ ±.
	\mJ.	\sim	781

年 月 日で交付されたパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードについて、三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のように再交付を申請します。

由請理由	(該当理由に○をつけて	てください)					
	分失	((((((((((((((((((((
	投損						
	5損 5損						
			,				
	女姓・改名(変更前:)				
(5) 7	その他()				
【宣誓者】							
住所							
氏名							
通称名	***************************************						
生年月							
【代筆者】							
住所							
氏名							
【町記入欄:本人確認書類】							
氏名:		個人番号カード・	運転免許証	・旅券・その他	()	
氏名:		個人番号カード・	運転免許証	・旅券・その他	()	
<u>-</u>							

パートナーシップ宣誓証明書返還届

年 月 日

)

三木町長 様

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、次のとおりパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還します。

返還理由(該当理由に○をつけてください)

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップの解消
- (2) 死亡

【宣誓者】

氏名:

氏名:

- (3) 三木町からの転出
- (4) 要綱第10条の規定により交付を受けた証明書及び証明カードの返還を求められたため

住所		
氏名		
通称名		
生年月日		
【代筆者】		
住所		
氏名		
【冊記入欄:	:本人確認書類】	

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他(

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他(

パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

三木町長 様

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条第2項の規定に基づき、裏面の 事項を確認の上、次のとおり申告します。

	申告者(パートナーシップ	プ宣誓者)
氏名		
通称名		
旧住所		
新住所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
電話番号		
確認事項	□申告があったことを三木町に異動する前	の自治体に通知することに同意する。

(代筆	筆者)	
住	所	
氏	名	

パートナーシップの宣誓継続にあたっての確認

私たちは、三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓 継続申告を行うにあたり、以下の内容を確認した上で申告を行います。

要綱の規定	確認事項(該当するものに「✔」を付してください)						
第2条		ずにお互いを人生のパートナーとして協力し合い、支 方又は双方が性的少数者であること。					
	双方が民法第4条に定め	る成年に達していること。					
	次のいずれかに該当する	こと。					
	①双方が三木町に住所を	有している。					
	②一方が三木町に住所を 予定している。(転入予)	有し、かつ、他の一方が3か月以内に三木町へ転入を 定者: 転入予定日: 年 月 日)					
第3条	③双方が3か月以内に三 (転入予定者: (転入予定者:	木町への転入を予定している。 転入予定日: 年 月 日) 転入予定日: 年 月 日)					
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係 (他自治体のパートナーシップ制度を含む。)にないこと。						
	双方の関係が近親者(直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。						
要綱の規定	注意事項(内容	Ŗをご理解いただけたら「 √ 」を付してください)					
第 9 条 第10条	含む。以下同じ。)の交 明書及び証明カードを不	な方法により証明書及び証明カード(再交付証明書を付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証正に利用したことが判明したときは、当該証明書及び証明書等を返還しなければならないこと。					
【その他の確認	】(内容をご確認いた)	だけたら「 √ 」を付してください)					
 □ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情提供をさせていただきますのでご了承願います。 □ 宣誓証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提させていただきますので、ご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合はサービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってくさい。 □ 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意しま 							
	本人確認書類】						
氏名:		個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()				

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他(

氏名: